

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第65号）（文化市民局地域自治推進室）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、印鑑登録を受けることができる者に成年被後見人を加える必要があるため、京都市印鑑条例の一部を改正することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第65号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は成年被後見人」を「及び意思能力を有しない者」に改める。

第5条に次の2項を加える。

- 2 区長は、印鑑登録を受けようとする者が成年被後見人であるときは、前項の規定による確認をするほか、当該者が意思能力を有することの確認をするものとする。
- 3 前項の規定による意思能力を有することの確認は、本人及びその成年後見人に対し、これらの者を共に出頭させたうえ、別に定める書類の提示を求めることにより行うものとする。

第6条中「前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認した」を「前条第1項又は第2項の規定による確認をした」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(印鑑登録の申請の確認に関する特例)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の京都市印鑑条例第5条の規定による確認を経ていない印鑑登録の申請については、この条例による改正後の京都市印鑑条例第5条の規定を適用する。

(文化市民局地域自治推進室)